二　嚴島神社

期間	平成二十八年四月十日から十一日
対象外国公館等の所在地	広島県廿日市市
対象外国公館等の敷地	広島県廿日市市
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次の四点を順に結んだ線により囲まれる地域 一　北緯三十四度十七分五十二秒、東経百三十二度十九分〇秒の地点 二　北緯三十四度十七分三十六秒、東経百三十二度十八分五十九秒の地点 三　北緯三十四度十七分三十八秒、東経百三十二度十九分二十一秒の地点 四　北緯三十四度十七分五十一秒、東経百三十二度十九分二十二秒の地点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

宮島町一番地一

宮島町一番地一（次の図面に示す部分に限る。）

三　平和記念公園

期間	平成二十八年四月十日から十一日
対象外国公館等の所在地	広島県広島市中区
対象外国公館等の敷地	広島県広島市中区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	広島県広島市中区

中島町一番及び大手町一丁目十番

中島町一番

大手町一丁目及び二丁目、大手町三丁目一番から七番まで及び十一番、袋町四番及び五番、中町七番、小町三番及び四番、中島町、加古町一番から三番まで及び十六番、河原町一番、四番及び十七番、土橋町、堺町一丁目、猫屋町、十日市町四番から六番まで、本川町一丁目及び二丁目、本川町三丁目五番並びに基町五番及び十四番

一　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○財務省告示第百二十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年三月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月七日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百九十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆千百七十一億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千八百二十八億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆千百八十二億千五百六十八万八千七百五十円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千八百二十八億九千七百二十三万千二百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年三月七日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭五厘四毛

十二　償還期限　平成二十八年六月六日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十八年三月七日